

<申請上の留意点>

動物用医薬品特例店舗販売業許可証の書換え交付申請について

I 許可証に記載された事項を書換えしたい場合

1 動物用医薬品販売業許可証書換え交付申請書

- (1) 申請書に記載する許可年月日は、許可証に記載されている許可の有効期間の開始年月日を記載してください。
- (2) 書換え事項の欄には、変更のあった部分について、新旧を対照し記載してください。なお、別紙に、新旧を対照し記載しても差し支えません。
- (3) 医薬品販売業の書換え交付申請手数料（秋田県証紙2，200円）
秋田県証紙を証紙納付書に貼付し、提出してください。
住居の表示を変更する場合で、住居表示に関する法律第7条の特例に該当する場合は、手数料は徴収しません。
- (4) 動物用医薬品特例店舗販売業許可証

2 動物用医薬品店舗販売業許可関係事項変更届出書

- (1) 変更届出書に係る添付書類については、別途「許可事項について変更する」場合の<留意点>を参照にしてください。
なお、店舗販売業（特例店舗販売業を含む。）で、「店舗の名称」を変更しようとする場合には、**事前の変更届出が必要**ですのでご注意ください。
- (2) 住所の表示を変更する場合で、住居表示に関する法律第7条の特例に該当する場合には、市町村が交付する住居表示変更に係る証明書を添付してください。手数料は必要ありません。

II 許可証に記載された「動物用医薬品特例店舗販売業」に係る指定品目の「追加」により、品目名を書換えをしたい場合

1 動物用医薬品販売業許可証書換え交付申請書

- (1) 申請書に記載する許可年月日は、許可証に記載されている許可の有効期間の開始年月日を記載してください。
- (2) 書換え事項の欄には、変更のあった部分について、新旧を対照し記載してください。なお、別紙に、新旧を対照し記載しても差し支えません。
- (3) 医薬品販売業の書換え交付申請手数料（秋田県証紙2，200円）
秋田県証紙2，200円分を証紙納付書に貼付し、提出してください。
- (4) 動物用医薬品特例店舗販売業許可証

2 動物用医薬品特例店舗販売指定品目変更（追加指定）申請書

- (1) 品目を追加する場合には、別途「販売する医薬品の品目を変更する」「品目を追加する」場合の＜留意点＞を参照にしてください。
- (2) 申請書に記載する許可年月日は、許可証に記載されている許可の有効期間の開始年月日を記載してください。

Ⅲ 許可証に記載された「動物用医薬品特例店舗販売業」に係る指定品目の「変更」による書換えをしたい場合

1 動物用医薬品販売業許可証書換え交付申請書

- (1) 申請書に記載する許可年月日は、許可証に記載されている許可の有効期間の開始年月日を記載してください。
- (2) 書換え事項の欄には、変更のあった部分について、新旧を対照し記載してください。なお、別紙に、新旧を対照し記載しても差し支えありません。
- (3) 医薬品販売業の書換え交付申請手数料（秋田県証紙2，200円）
秋田県証紙2，200円分を証紙納付書に貼付し、提出してください。
- (4) 動物用医薬品特例店舗販売業許可証

2 動物用医薬品特例店舗販売指定品目変更（追加指定）申請書

- (1) 品目を追加する場合には、別途「販売する医薬品の品目を変更する」の「品目を追加し廃止も行う」場合の＜留意点＞を参照にしてください。
- (2) 申請書に記載する許可年月日は、許可証に記載されている許可の有効期間の開始年月日を記載してください。
- (3) 変更の場合は、「3 参考事項」の欄に、変更前の品目及び変更理由を記載するか、別途「販売する医薬品の品目を変更する」場合の様式中の、別添1または別添2に品目等を記載してください。

3 動物用医薬品店舗販売業許可関係事項変更届出書

指定品目の変更に伴い、取扱を廃止した品目について、変更届出書で届出ても構いません。

Ⅳ 許可証に記載された「動物用医薬品特例店舗販売業」に係る指定品目の「廃止」による書換えをしたい場合

1 動物用医薬品販売業許可証書換え交付申請書

- (1) 申請書に記載する許可年月日は、許可証に記載されている許可の有効期間の開始年月日を記載してください。
- (2) 書換え事項の欄には、変更のあった部分について、新旧を対照し記載してください。なお、別紙に、新旧を対照し記載しても差し支えありません。
- (3) 医薬品販売業の書換え交付申請手数料（秋田県証紙2，200円）
秋田県証紙2，200円分を証紙納付書に貼付し、提出してください。

(4) 動物用医薬品特例店舗販売業許可証

2 動物用医薬品店舗販売業許可関係事項変更届出書

- (1) 品目を廃止する場合には、別途「販売する医薬品の品目を変更する」の「品目の廃止を行う」場合の<留意点>を参照にしてください。
- (2) 別途「販売する医薬品の品目を変更する」場合の様式中の、別添2に品目等を記載してください。

V その他

1 書換えにあたっては、書類審査等を行うため、2週間程度の期間が必要となります。十分な余裕をもって、申請ください。

2 申請書を正式に提出する前に、申請書(案)をFAXやメール等によりご送付頂ければ、内容の事前確認と記載事項の修正すべき点について、ご連絡をいたします。

3 申請書・届出書の押印の廃止について

各種申請書等については、関係省令の一部改正により、申請者等の押印は廃止され不要となりました。添付書類についても押印不要です。

4 お問い合わせ・申請書類提出先

秋田県北部家畜保健衛生所 hokubukaho@pref.akita.lg.jp
〒018-3454 北秋田市脇神字高村岱92
TEL 0186-62-2715 Fax 0186-62-0146

秋田県中央家畜保健衛生所 Chuokaho@pref.akita.lg.jp
〒011-0904 秋田市寺内蛭根1丁目15-5
TEL 018-864-0401 Fax 018-862-7132

秋田県南部家畜保健衛生所 nan-kaho@pref.akita.lg.jp
〒014-0011 大仙市富士見町6-55
TEL 0187-62-5354 Fax 0187-66-1849

御不明な点については、店舗の住所地を所管する家畜保健衛生所の担当者へ、気兼ねなく御相談ください。